

経済産業省

20210324中第2号

中小企業庁

振興基準の一部改正について

下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項の規定に基づく振興基準（平成30年12月28日付け20181221中第2号）の一部を下記のように改正し、令和3年3月31日から適用する。

令和3年3月31日

経済産業大臣 梶山 弘志

記

次の新旧対照表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○振興基準（平成三十年十二月二十八日付け20181221中第2号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>前文</p> <p>〔略〕</p> <p><u>親事業者の競争力において、コストの占める比重は大きなものがあり、親事業者と下請事業者の両者が様々な改善活動や合理化努力を通じたコスト削減のための不断の取組を行うことは、双方の競争力向上の観点からも必要であろう。しかし、競争力はコストのみで決まるものではなく、品質、納期、急な発注にも対応できる柔軟性なども重要な要素であり、下請事業者がこうした付加価値を提供していることに対し、親事業者は正当な評価を行うべきである。加えて、下請事業者が適正な利益を得ることができれば、技術開発や設備投資を通じた新たなチャレンジが行われるとともに、下請事業者の従業員の賃上げや働き方改革等による意欲の向上がもたらされ、消費の喚起、地域経済の活性化、経済の好循環を通じて、親事業者自身にもその利益が還元されてくる。親事業者は、下請事業者の存在価値や潜在力を、長期的、かつ、広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。</u></p> <p>〔略〕</p> <p>第1・第2 〔略〕</p> <p>第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項</p> <p>1) 〔略〕</p> <p>2) 技術の向上</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>3)～6) 〔略〕</p> <p>第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する</p>	<p>前文</p> <p>〔略〕</p> <p><u>親事業者の競争力において、コストの占める比重は大きなものがあり、親事業者と下請事業者の両者が様々な改善活動や合理化努力を通じたコスト削減のための不断の取組を行うことは、双方の競争力向上の観点からも必要であろう。しかし、競争力はコストのみで決まるものではなく、品質、納期、急な発注にも対応できる柔軟性なども重要な要素であり、下請事業者がこうした付加価値を提供していることに対し、親事業者は正当な評価を行うべきである。</u></p> <p><u>加えて、下請事業者が適正な利益を得ることができれば、技術開発や設備投資を通じた新たなチャレンジが行われるとともに、下請事業者の従業員の賃上げや働き方改革等による意欲の向上がもたらされ、消費の喚起、地域経済の活性化、経済の好循環を通じて、親事業者自身にもその利益が還元されてくる。親事業者は、下請事業者の存在価値や潜在力を、長期的、かつ、広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。</u></p> <p>〔略〕</p> <p>第1・第2 〔略〕</p> <p>第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項</p> <p>1) 〔略〕</p> <p>2) 技術の向上</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p><u>(4) 親事業者、下請事業者の双方が寄与した技術・ノウハウ等の帰属については、両者の知的貢献度を十分踏まえた上で、契約書において明確化するとともに、取引において相手方の技術・ノウハウ等を知り得る場合は、機密保持契約を締結し、また、対価の考え方を正当に定め明確化するよう努めるものとする。</u></p> <p>3)～6) 〔略〕</p> <p>第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する</p>

改正後	改正前
<p>事項</p> <p>1)～3) [略]</p> <p>4) 下請代金の支払方法の改善</p> <p>(1) 親事業者は、下請事業者の資金繰りについて関心を持つことに努め、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。</p> <p>(2) 手形等（一括決済方式（※）及び電子記録債権を含む。以下同じ。）により下請代金を支払う場合には、<u>当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定するものとする。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるよう、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すものとする。</u></p> <p>※親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。</p> <p>(3) 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、<u>60日以内</u>とするよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>5) 型取引の適正化（主に製品の製造委託等の場合にあつて、金型、樹脂型、木型などの型や治具を使用する取引）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各類型共通で実施する型取引の適正化の取組</p> <p>① 型の廃棄・返却、保管に関する諸手続き</p> <p>親事業者及び下請事業者は、型管理の適正化のため、次のイからハの手続きを行うものとする。その際、各産業によって、製品のバラエ</p>	<p>事項</p> <p>1)～3) [略]</p> <p>4) 下請代金の支払方法の改善</p> <p>(1) 親事業者は、下請事業者の資金繰りについて関心を持つことに努め、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。</p> <p>(2) 手形等（一括決済方式（※）及び電子記録債権を含む。以下同じ。）により下請代金を支払う場合には、<u>その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定するものとする。</u></p> <p>※親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。</p> <p>(3) 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、<u>繊維業90日以内、その他の業種120日以内</u>とすることは当然として、<u>段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内</u>とするよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>5) 型取引の適正化（主に製品の製造委託等の場合にあつて、金型、樹脂型、木型などの型や治具を使用する取引）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各類型共通で実施する型取引の適正化の取組</p> <p>① 型の廃棄・返却、保管に関する諸手続き</p> <p>親事業者及び下請事業者は、型管理の適正化のため、次のイからハの手続きを行うものとする。その際、各産業によって、製品のバラエ</p>

改正後	改正前
<p>ティや補給期間の長短など大きく特性が異なるため、実効的な取組とするために、当該実態に即していくことが重要であることに留意する。なお、下記における「量産終了」には、量産終了に類似する状況（生産量が中長期的に継続して一定程度以上減少する場合など）も含むものとする。</p> <p>イ. [略]</p> <p>ロ. 親事業者及び下請事業者は、型の廃棄・保管に関する諸条件の明確化と定期的な協議・連絡を行うものとする。</p> <p>ハ. [略]</p> <p>②・③ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>6) [略]</p> <p>第5～第7 [略]</p> <p>第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項</p> <p>1) [略]</p> <p>2) <u>フリーランスとの取引</u> <u>多様な働き方の拡大等に伴い、フリーランスとして安心して働ける環境の整備が求められている。発注時の取引条件を明確にする書面を交付しない又は交付する書面に発注時の取引条件を明確に記載しない場合には、親事業者は発注後に取引条件を一方的に変更等しやすくなり、後に、当該変更等が行われたことを明らかにすることが困難な場合も生じ得ることから、親事業者は、下請事業者たるフリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）」（令和3年3月26日）を踏まえた適切な取引を行うものとする。</u></p> <p>3) [略]</p> <p>4) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備 下請事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。親事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、下請事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞</p>	<p>ティや補給期間の長短など大きく特性が異なるため、実効的な取組とするために、当該実態に即していくことが重要であることに留意する。なお、下記における「量産終了」には、量産終了に類似する状況（生産量が中長期的に継続して一定程度以上減少する場合など）も含むものとする。</p> <p>イ. [略]</p> <p>ロ. 親事業者及び下請事業者は、型の廃棄・保管に関する諸条件の明確化と定期的な協議・連絡を行うものとする</p> <p>ハ. [略]</p> <p>②・③ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>6) [略]</p> <p>第5～第7 [略]</p> <p>第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項</p> <p>1) [略] [新設]</p> <p>2) [略]</p> <p>3) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備 下請事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。親事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、下請事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞</p>

改正後	改正前
<p>き取るなど、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努めるものとし、<u>年に1回の価格交渉等の下請事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じるものとする。</u>また、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的に下請事業者へ通知する等により、申告しやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p> <p><u>5)・6)</u> [略]</p> <p>7) 知的財産の取扱いについて <u>親事業者及び下請事業者は、特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等知的財産（以下「知的財産権等」という。）の取引の適正化のため、(1)から(3)までのほか、知的財産取引の適正化について（令和3年3月31日付け20210319中庁第6号）に基づき、取引を行うものとする。</u> <u>その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、同通達附属資料「契約書ひな形」を活用するものとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 下請事業者及び親事業者は、知的財産権等の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるものとする。</p> <p>[取り扱いを明確にすべき事項]</p> <p>① 知的財産権等にかかる対価の決定方法</p> <p>② 知的財産権等の使用権又は所有権の所在、二次利用や貸与等にかかる対価とその許諾等の手続</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>8)</u> [略]</p>	<p>き取るなど、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努めるものとする。また、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的に下請事業者へ通知する等により、申告しやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p> <p><u>4)・5)</u> [略]</p> <p><u>6)</u> 知的財産の取扱いについて [新設]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 下請事業者及び親事業者は、<u>特許権、著作権等知的財産権や、営業秘密等知的財産（以下「知的財産権等」という。）の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるものとする。</u></p> <p>[取り扱いを明確にすべき事項]</p> <p>① 知的財産権等にかかる対価の決定方法</p> <p>② 知的財産権等の使用権又は所有権の所在、二次利用や貸与等にかかる対価とその許諾等の手続</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>7)</u> [略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	